

特定非営利活動法人埼玉県防災士会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人埼玉県防災士会（以下、「本会」という。）の会員が本会の運営及び諸事業に対し有する権利及び義務について定めたものである。

(性格)

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなるとともに、安全で安心な、暮らしやすい社会の実現に寄与するものとする。

(会員の種類)

第3条 定款第6条に定める会員の種類のとおりとし、正会員は防災士の資格の有無は問わない。

2 賛助会員については特定の知識・技能・経験は問わない。

(入会金及び会費)

第4条 定款第8条に規定する入会金及び会費は、次のとおりとする。

ただし、4月1日時点で18歳未満の会員の会費は、年会費の2分の1の金額とする。

なお、資料送付について、2020年4月1日以降、発送を希望する会員の会費は、下記の金額に1,000円を加算する。

(1) 正会員

- ① 入会金 0円
- ② 会費 2,000円

(2) 賛助会員

- ① 入会金 0円
- ② 会費

個人 2,000円

団体 1口20,000円（1口以上）

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年とする。ただし、毎年10月1日から翌年3月31日までに入会した場合、年会費の2分の1の金額とする。

(会費の納入)

- 第5条 会員は、毎年当該年度の会費を6月末日までに納入するものとする。
ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。
- 2 当該年度の会費を当該年度末の3月末日までに納入しなかった者は休会とし、翌年度末の3月末日までに納入しなかった者は会員資格を喪失とする。
なお、休会中の会員に対しては、資料を送付しない。
 - 3 納入した会費は返還しない。

(役割)

- 第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守に努めなければならない。
- (1) 正会員は、総会への出席
 - (2) 事業活動への参加及び支援
- 2 会員は、本会が定める会員の倫理規程を遵守しなければならない。

(特典)

- 第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料、情報等の優先的配布を受けることができる。
- 2 会員は、この法人が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。

(規程の改定)

- 第8条 この規程は、理事会の議決によって改定することができる。
- 2 この規程を改定した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

附 則（2019年9月21日埼玉県防災士会役員会決定）

(施行期日)

この細則は、2019年10月1日から施行する。

附 則（2022年9月17日埼玉県防災士会理事会決定）

(施行期日)

この細則は、2022年10月1日から施行する。

附 則（２０２２年１１月２６日埼玉県防災士会理事会決定）
（施行期日）

この細則は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年５月２１日埼玉県防災士会理事会決定）
（施行期日）

この細則は、２０２３年６月１日から施行する。

附 則（２０２５年１０月１２日埼玉県防災士会理事会決定）
（施行期日）

この細則は、２０２５年１０月１５日から施行する。